

商標登録証

(CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION)

登録第6180085号

(REGISTRATION NUMBER)

商標
(THE MARK)

CWMJ

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分
(LIST OF GOODS AND SERVICES)

第14類 時計, 時計用ムーブメント

商標権者
(OWNER OF
THE TRADEMARK RIGHT)

東京都西東京市田無町六丁目1番12号

シチズン時計株式会社

出願番号
(APPLICATION NUMBER)

商願2018-138292

出願日
(FILING DATE)

平成30年11月7日 (November 7, 2018)

登録日
(REGISTRATION DATE)

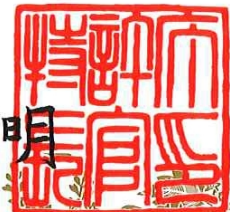
令和1年9月13日 (September 13, 2019)

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE TRADEMARK IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和1年9月13日 (September 13, 2019)

特許庁長官
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

松永



登録証送付先

住所

〒188-0011

東京都西東京市田無町六丁目1番12号 シ

チズン時計株式会社 知的財産部内

氏名

シチズン時計株式会社

様

商標権設定登録通知書

登録番号 第6180085号

登録日 令和 1年 9月13日

出願番号 商願2018-138292

出願日 平成30年11月 7日

商品及び役務の区分数 1

納付年分 第10年分まで

領収金額 28,200円

受領日 令和 1年 9月 4日

存続期間更新登録の手続について

- ・商標権を更新する場合は、登録日から10年の満了日の前6ヶ月から満了日までの間に「商標権存続期間更新登録申請書」により手続きをしてください。

- ・上記期間内に手続きができなかったときは、満了日経過後6ヶ月以内であれば、「商標権存続期間更新登録申請書」に登録料の倍額を追納することにより、商標権の存続期間を更新することができます。

- ・追納できる期間内に申請しないときは、その商標権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされま

- ・「商標権存続期間更新登録申請書」の様式及び登録料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ

<https://www.jpo.go.jp/index.html>

存続期間更新登録期限日

10年目の満了日 (期限日)

令和11年(2029年) 9月13日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

重要

存続期間更新登録の手続に関しては、特許庁から手続についての通知は送付いたしませんので、存続期限の管理はご自身で願います。

問い合わせ先 審査業務課登録室 (代表)
電話 03(3581)1101
商標担当 内線 2713

CERTIFICATE OF TRADEMARK REGISTRATION

(Translation)

REGISTRATION NUMBER: **6180085**

CWMJ

THE MARK:

LIST OF GOODS AND SERVICES:

Class 14:

Watches and movements for watches

OWNER OF THE TRADEMARK RIGHT:

1-12, 6-chome, Tanashi-cho Nishi-Tokyo-shi, Tokyo JAPAN

Citizen Tokei Kabushiki Kaisha TA Citizen Watch Co., Ltd.

APPLICATION NUMBER : 2018-138292

FILING DATE : November 7, 2018

REGISTRATION DATE : September 13, 2019

This is to certify that the trademark is registered on the register of the Japan Patent Office.

September 13, 2019

Commissioner, Japan Patent Office